

文部科学省 中小企業イノベーション創出推進事業費補助金  
事前着手規程

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金（以下、「補助金」という。）  
交付規程第3条5項に定める事前着手については、この規程に定めるところに  
より適正に実施運営するものとする。

1 事前着手について

- (1) 事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。
- (2) 補助事業者は、やむを得ない理由により補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、次のア～オの条件を承諾のうえ、補助金事業への応募以降に事前着手申請書（別紙1）を基金設置法人に提出し、文部科学省と基金設置法人の承認を得るものとする。
  - ア 事前着手申請が承認された場合であっても、補助金の交付決定を約束するものではないこと。
  - イ 諸般の事情から補助金が交付されないことになっても異議を申し出ないこと。
  - ウ 交付決定前に災害を受けた場合は全額自己負担で復旧すること。
  - エ 交付決定時、補助対象経費の一部が減額される場合があること。
  - オ 事前着手申請の承認前に着手した案件については、いかなる理由があろうとも補助対象経費として認められないこと。

附則

この規程は、令和5年10月18日より施行する。